

平成28年(度)に機構のリース物件を導入した借受者の皆様へ（個人、法人）

・・・消費税確定申告におけるリース物件の申告等について・・・

リース取引のうち、貸付終了後に借受者に譲渡する譲渡条件付きリース（所有権移転リース）は、税法上、売買取引として税務処理することとされており、機構のリースはこれに該当します。

機構が現在実施しているリースは、経営リース・食肉リース・生乳リース（以下「通常リース」という。）及び調査リース、クラスターリースであり、借受者が本則課税を適用される課税事業者である場合、貸付開始日の属する年（法人は年度）の消費税確定申告は、リース物件の取得価額（貸付契約書別表及び検収後の貸付料等総括表の内訳表（以下「貸付契約書別表等」という。）の取得価額欄に明記している額）を課税仕入れとして計上し、かかる消費税相当額の仕入税額控除を受けることができます。

これにより、いずれのリースも、借受者が機構に支払うリース料等に係る消費税相当額と仕入税額控除を受ける額が同額であるため、機構からはリース料等に係る消費税相当額以外の請求はありません。

◎通常リース、調査リース

貸付契約書別表等に表示している取得価額（リース期間中の基本貸付料及び譲渡料。通常リース、調査リースでは購入価額と同額）を課税仕入れとして、かかる消費税相当額の仕入税額控除を受けてください。

なお、所得税・法人税法上は、売買取引であるため、購入物件と同じように資産計上し、減価償却します。

◎クラスターリース

借受者のリース料負担の軽減を図るため、機構が公益社団法人中央畜産会から国の補助金交付を受け、リース物件取得に必要な費用の一部に充てるものです。

（参考）

公益社団法人中央畜産会 HP (<http://jlia.lin.gr.jp/archives/848>)

※要綱・要領等・・・「公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書」・・・補助金交付関連条項第3章

貸付契約書別表等では、購入価額は物件本来の価額が表示されますが、借受者の課税仕入れは、機構が補助を受けて軽減した額である取得価額（リース期間中の基本貸付料及び譲渡料）となります。

クラスターリースの借受者は、取得価額に係る消費税相当額のみ仕入税額控除を受けることとなり、物件本来の価額（購入価額）は、課税仕入れではありませんのでご注意願います。

なお、所得税・法人税法上の資産計上及び減価償却は通常リース等と同じであり、本リースの補助金は機構が交付を受けるため、借受者には補助金の収入金額不算入（圧縮記帳）は、適用されません。

ご不明な点は、機構担当部（電話；03-3459-6325）にお問合せください。